

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4）

確認申請書（建築物）

（第1面）

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

ユーディーアイ確認検査株式会社
代表取締役社長 柿沼 繁範 様

令和7年10月18日

株式会社スマイルエコ
申請者氏名 代表取締役 桐原 孝幸

株式会社 雅style一級建築士事務所
設計者氏名 佐野 雅哉

※手数料欄：別紙による			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
日付：令和7年10月18日		別紙による	日付：
第 03104 号			第 03104 号
係員氏名：別紙による			係員氏名：別紙による

(第二面)

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ.氏名のフリガナ】 カブシキガイシャスマイルエコ タビョウトリマリヤク キリハラ タカキ
【ロ.氏 名】 株式会社スマイルエコ 代表取締役 桐原 孝幸

【ハ.郵便番号】 〒175-0092
【ニ.住所】 東京都板橋区赤塚5-5-5
【ホ.電話番号】 03-6421-3555

【2. 代理者】

【イ.資格】 (1 級) 建築士 (大臣) 登 録 第 312554 号
【ロ.氏 名】 佐野 雅哉
【ハ.建築士事務所名】 (1 級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録 第 52523 号
株式会社 雅style一級建築士事務所
【ニ.郵便番号】 〒177-0034
【ホ.所在地】 東京都練馬区富士見台2-18-16 2F
【ヘ.電話番号】 03-3999-5546 【FAX番号】 03-3999-5626

【3. 設計者】

(代表となる設計者)
【イ.資格】 (1 級) 建築士 (大臣) 登 録 第 312554 号
【ロ.氏 名】 佐野 雅哉
【ハ.建築士事務所名】 (1 級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録 第 52523 号
株式会社 雅style一級建築士事務所
【ニ.郵便番号】 〒177-0034
【ホ.所在地】 東京都練馬区富士見台2-18-16 2F
【ヘ.電話番号】 03-3999-5546

【ト.作成又は確認した設計図書】 確認申請図書一式(構造計算書を除く)

(その他の設計者)
【イ.資格】 (2 級) 建築士 (東京都知事) 登 録 第 81792 号
【ロ.氏 名】 薛 宗琦
【ハ.建築士事務所名】 (2 級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録 第 15380 号
株式会社 宗雪二級建築士事務所
【ニ.郵便番号】 〒184-0003
【ホ.所在地】 東京都小金井市緑町3-2-25 15号
【ヘ.電話番号】 042-381-3668

【ト.作成又は確認した設計図書】 構造図及び構造計算書一式

【イ.資格】 () 建築士 () 登 録 第 号
【ロ.氏 名】
【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号

【ニ.郵便番号】 〒

【ホ.所在地】

【ヘ.電話番号】

【ト.作成又は確認した設計図書】

【イ.資格】 () 建築士 () 登 録 第 号
【ロ.氏 名】
【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号

【ニ.郵便番号】 〒

【ホ.所在地】

【ヘ.電話番号】

【ト.作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

- ☐ 建築士法第20条の2第1項の表示をした者
- 【イ.氏 名】
- 【ロ.資 格】 構造設計一級建築士交付第 号
- ☐ 建築士法第20条の2第3項の表示をした者
- 【イ.氏 名】
- 【ロ.資 格】 構造設計一級建築士交付第 号
- ☐ 建築士法第20条の3第1項の表示をした者
- 【イ.氏 名】
- 【ロ.資 格】 設備設計一級建築士交付第 号
- 【イ.氏 名】
- 【ロ.資 格】 設備設計一級建築士交付第 号
- 【イ.氏 名】
- 【ロ.資 格】 設備設計一級建築士交付第 号
- ☐ 建築士法第20条の3第3項の表示をした者
- 【イ.氏 名】
- 【ロ.資 格】 設備設計一級建築士交付第 号
- 【イ.氏 名】
- 【ロ.資 格】 設備設計一級建築士交付第 号
- 【イ.氏 名】
- 【ロ.資 格】 設備設計一級建築士交付第 号
-

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

- 【イ.氏 名】
- 【ロ.勤 務 先】
- 【ハ.郵 便 番 号】 〒
- 【ニ.所 在 地】
- 【ホ.電 話 番 号】
- 【ヘ.登 録 番 号】
- 【ト.意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

- 【イ.氏 名】
- 【ロ.勤 務 先】
- 【ハ.郵 便 番 号】 〒
- 【ニ.所 在 地】
- 【ホ.電 話 番 号】
- 【ヘ.登 録 番 号】
- 【ト.意見を聴いた設計図書】

- 【イ.氏 名】
- 【ロ.勤 務 先】
- 【ハ.郵 便 番 号】 〒
- 【ニ.所 在 地】
- 【ホ.電 話 番 号】
- 【ヘ.登 録 番 号】
- 【ト.意見を聴いた設計図書】

- 【イ.氏 名】
- 【ロ.勤 務 先】
- 【ハ.郵 便 番 号】 〒
- 【ニ.所 在 地】
- 【ホ.電 話 番 号】
- 【ヘ.登 録 番 号】
- 【ト.意見を聴いた設計図書】

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ.資格】 (1 級) 建築士 (大臣) 登 録 第 312554 号
【ロ.氏 名】 佐野 雅哉
【ハ.建築士事務所名】 (1 級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録 第 52523 号
株式会社 雅style一級建築士事務所
【ニ.郵便番号】 〒 177-0034
【ホ.所在地】 東京都練馬区富士見台2-18-16 2F
【ヘ.電話番号】 03-3999-5546
【ト.工事と照合する設計図書】 確認申請図書一式

(その他の工事監理者)

【イ.資格】 () 建築士 () 登 録 第 号
【ロ.氏 名】
【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号

【ニ.郵便番号】 〒
【ホ.所在地】
【ヘ.電話番号】
【ト.工事と照合する設計図書】

【イ.資格】 () 建築士 () 登 録 第 号
【ロ.氏 名】
【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号

【ニ.郵便番号】 〒
【ホ.所在地】
【ヘ.電話番号】
【ト.工事と照合する設計図書】

【イ.資格】 () 建築士 () 登 録 第 号
【ロ.氏 名】
【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号

【ニ.郵便番号】 〒
【ホ.所在地】
【ヘ.電話番号】
【ト.工事と照合する設計図書】

【6. 工事施工者】

【イ.氏 名】 代表取締役 平栗 功一
【ロ.営業所名】 建設業の許可 (東京都知事) 第 般-6 132396 号
株式会社ケイツー
【ハ.郵便番号】 〒 202-0012
【ニ.所在地】 東京都西東京市東町3-9-6
【ホ.電話番号】 042-438-8105

【7. 構造計算適合性判定の申請】

☐ 申請済 ()
☐ 未申請 ()
☒ 申請不要

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

☒ 提出済 (ユーディーアイ確認検査株式会社)
☐ 未提出 ()
☐ 提出不要 ()

【9. 備考】

スマイルファミリー 練馬区貫井1丁目 新築工事

(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】	東京都練馬区貫井一丁目3 8 6 番 7 7			
【2. 住居表示】	東京都練馬区貫井1丁目2 3 番 (以下未定)			
【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】	☒ 都市計画区域内 (☒ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 区域区分非設定) ☐ 準都市計画区域内 ☐ 都市計画区域及び準都市計画区域外			
【4. 防火地域】	☐ 防火地域 ☒ 準防火地域 ☐ 指定なし			
【5. その他の区域、地域、地区又は街区】	20m第2種高度地区、下水道処理区域、宅地造成等工事規制区域、最低敷地面積(75㎡)、日影規制 4h-2.5h 4m、特別工業地区 再開 発促進地区 防災再開発促進地区			
【6. 道路】				
【イ. 幅 員】				m
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】				m
【7. 敷地面積】				
【イ. 敷 地 面 積】	(1)	(49.56)	()	() m ²
	(2)	()	()	() m ²
【ロ. 用 途 地 域 等】	(準工業)	()	()	()
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】	(200.00)	()	()	() %
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】	(60.00)	()	()	() %
【ホ. 敷地面積の合計】	(1)	49.56	㎡	
	(2)		㎡	
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】				200.00 %
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】				60.00 %
【チ. 備 考】				
【8. 主要用途】	(区分 08010) 一戸建ての住宅			
【9. 工事種別】	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替			
【10. 建築面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)	
【イ. 建 築 物 全 体】	(29.38)	()	(29.38)	㎡
【ロ. 建蔽率の算定の基礎 となる建築面積】	(29.38)	()	(29.38)	㎡
【ハ. 建 蔽 率】	59.29 %			
【11. 延べ面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)	
【イ. 建 築 物 全 体】	(72.12)	()	(72.12)	㎡
【ロ. 地階の住宅又は 老人ホーム等の部分】	()	()	()	㎡
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】	()	()	()	㎡
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等 の共用の廊下等の部分】	()	()	()	㎡
【ホ. 認 定 機 械 室 等 の 部 分】	()	()	()	㎡
【ヘ. 自 動 車 車 庫 等 の 部 分】	()	()	()	㎡
【ト. 備 蓄 倉 庫 の 部 分】	()	()	()	㎡
【チ. 蓄 電 池 の 設 置 部 分】	()	()	()	㎡
【リ. 自家発電設備の設置部分】	()	()	()	㎡
【ヌ. 貯 水 槽 の 設 置 部 分】	()	()	()	㎡
【ル. 宅配ボックスの設置部分】	()	()	()	㎡
【ヲ. そ の 他 の 不 算 入 部 分】	()	()	()	㎡
【ワ. 住 宅 の 部 分】	(72.12)	()	(72.12)	㎡
【カ. 老 人 ホ ー ム 等 の 部 分】	()	()	()	㎡
【ヨ. 延 べ 面 積】				72.12 ㎡
【タ. 容 積 率】				145.53 %

【12. 建築物の数】

【イ.申請に係る建築物の数】 1
【ロ.同一敷地内の他の建築物の数】 0

【13. 建築物の高さ等】

(申請に係る建築物) (他の建築物)
【イ.最高の高さ】 (9.506) () m
【ロ.階数】 地上 (3) ()
地下 (0) ()
【ハ.構造】 木造 一部 造
【ニ.建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 ☒ 有 ☐ 無
【ホ.適用があるときは、特例の区分】 ☒ 道路高さ制限不適用 ☐ 隣地高さ制限不適用 ☐ 北側高さ制限不適用

【14. 許可・認定等】

建築基準法第43条第2項第2号許可 令和7年9月30日 第R07建法許可練馬区00033号

【15. 工事着手予定年月日】 令和 7 年 11 月 30 日

【16. 工事完了予定年月日】 令和 8 年 3 月 15 日

【17. 特定工程工事終了予定年月日】

(特定工程)

(第 1 回) 令和 8 年 1 月 15 日 (屋根工事)
(第 回) 年 月 日 ()
(第 回) 年 月 日 ()

【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用】

【イ.適用の有無】 ☐ 有 ☒ 無
【ロ.適用があるときは、その区分】
☐ 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項
☐ その他

【19. その他必要な事項】

【建築基準法第12条第1項の規定による調査の要否】 ☐ 要 ☒ 否
【建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無】 ☐ 有 ☒ 無
住宅用火災警報器
建築基準法53条の2第3項を適用(最終文筆:昭和41年7月27日)

【20. 備考】

建築物別概要					
【１．番　号】		1			
【２．用　途】		(区分	08010	)	一戸建ての住宅
		(区分		)	
		(区分		)	
		(区分		)	
		(区分		)	
【３．工事種別】					
		☒ 新築	☐ 増築	☐ 改築	☐ 移転
		☐ 用途変更	☐ 大規模の修繕	☐ 大規模の様様替	
【４．構　造】		木造	一部	造	
【５．主要構造部】					
☐ 耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）					
☐ 耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合）					
☐ 建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造					
☒ 準耐火構造 ☐ 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー-1）					
☐ その他 ☐ 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー-2）					
【６．建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】					
☐ 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造 ☐ その他					
☐ 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物 ☒ 建築基準法第21条又は第27条の規定を受けない					
☐ 建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造					
☐ 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造					
【７．建築基準法第61条の規定の適用】					
☐ 耐火建築物 ☐ 延焼防止建築物 ☒ 準耐火建築物					
☐ 準延焼防止建築物 ☐ その他 ☐ 建築基準法第61条の規定の適用を受けない					
【８．階　数】					
【イ、地階を除く階数】		3			
【ロ、地　階　の　階　数】					
【ハ、昇降機塔等の階の数】					
【ニ、地階の倉庫等の階の数】					
【９．高　さ】					
【イ、最　高　の　高　さ】		9.506	m		
【ロ、最高の軒の高さ】		8.450	m		
【１０．建築設備の種類】給水設備、電気設備、換気設備、住宅用火災警報器、ガス設備、排水設備					
【１１．確認の特例】					
【イ、建築基準法第6条の3第1項ただし書又は同法第18条第5項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 ☐ 有 ☒ 無					
【ロ、適用があるときは、特例の区分】					
☐ 建築基準法第6条の3第1項第1号に掲げる建築審査又は同法第18条第5項第1号に掲げる審査					
☐ 建築基準法第6条の3第1項第2号に掲げる建築審査又は同法第18条第5項第2号に掲げる審査 （構造設計を行った構造設計一級建築士又は構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士）					
(1)氏名					
(2)資格 構造設計一級建築士交付 第 号					
【ハ、建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 ☐ 有 ☒ 無					
【二、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】 第 号					
【ホ、認定型式の認定番号】 第 号					
【ヘ、適合する一連の規定の区分】 ☐ 建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ ☐ 建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ					
【ト、認証型式部材等の認証番号】 第 号					
【１２．床面積】		(申請部分)	(申請以外の部分)	(合	計)
【イ、階 別 】		(F3階)(18.30)	()	(18.30)	m ²
		(F2階)(25.79)	()	(25.79)	m ²
		(F1階)(28.03)	()	(28.03)	m ²
		(階)()	()	()	m ²
		(階)()	()	()	m ²
		(階)()	()	()	m ²
【ロ、合 計 】		(72.12)	()	(72.12)	m ²
【１３．屋 根】		繊維混入セメント板葺 [NM-2093]			
【１４．外 壁】		防火サイディング t=14.0 [QF045BE-9226]			
【１５．軒 裏】		スラグ石膏板 t=12 [QF045RS-9001]			
【１６．居室の床の高さ】		561 mm			
【１７．便所の種類】		水洗			
【１８．その他の必要な事項】					
【１９．備考】					

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番 号】	1		
【2. 階】	F3		
【3. 柱の小径】	105	mm	
【4. 横架材間の垂直距離】	2392	mm	
【5. 階の高さ】			
【6. 天井】			
【イ.居室の天井の高さ】	2510	mm	
【ロ.建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】	☐ 有 ☒ 無		
【7. 用途の別の床面積】	(用 途 の 区 分)	(具 体 的 な 用 途 の 名 称)	(床 面 積)
【イ.】	(08010)	(一戸建ての住宅)	(18.30) m ²
【ロ.】	()	()	() m ²
【ハ.】	()	()	() m ²
【ニ.】	()	()	() m ²
【ホ.】	()	()	() m ²
【ヘ.】	()	()	() m ²
【8. その他必要な事項】			
【9. 備 考】			

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番 号】	1		
【2. 階】	F2		
【3. 柱の小径】	105	mm	
【4. 横架材間の垂直距離】	2662	mm	
【5. 階の高さ】	2761	mm	
【6. 天井】			
【イ.居室の天井の高さ】	2350	mm	
【ロ.建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】	☐ 有 ☒ 無		
【7. 用途の別の床面積】	(用 途 の 区 分)	(具 体 的 な 用 途 の 名 称)	(床 面 積)
【イ.】	(08010)	(一戸建ての住宅)	(25.79) m ²
【ロ.】	()	()	() m ²
【ハ.】	()	()	() m ²
【ニ.】	()	()	() m ²
【ホ.】	()	()	() m ²
【ヘ.】	()	()	() m ²
【8. その他必要な事項】			
【9. 備 考】			

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番 号】	1		
【2. 階】	F1		
【3. 柱の小径】	105	mm	
【4. 横架材間の垂直距離】	2556	mm	
【5. 階の高さ】	2667	mm	
【6. 天井】			
【イ.居室の天井の高さ】	2250	mm	
【ロ.建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】	☐ 有 ☒ 無		
【7. 用途の別の床面積】	(用 途 の 区 分)	(具 体 的 な 用 途 の 名 称)	(床 面 積)
【イ.】	(08010)	(一戸建ての住宅)	(28.03) m ²
【ロ.】	()	()	() m ²
【ハ.】	()	()	() m ²
【ニ.】	()	()	() m ²
【ホ.】	()	()	() m ²
【ヘ.】	()	()	() m ²
【8. その他必要な事項】			
【9. 備 考】			

(第六面)

建築物獨立部分別概要

【１．番　号】	1
【２．延べ面積】	㎡
【３．建築物の高さ等】	
【イ．最高の高さ】	m
【ロ．最高の軒の高さ】	m
【ハ．階数】	地上（ ） 地下 （ ）
【ニ．構造】	造 一部 造
【４．特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】	
☐ 特定構造計算基準	
☐ 特定増改築構造計算基準	
【５．構造計算の区分】	
☐ 建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算	
☐ 建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算	
☐ 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算	
☐ 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算	
☒ 建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算	
【６．構造計算に用いたプログラム】	
【イ．名称】	KIZUKURI Ver8.14 KIZ-sub Ver6.10
【ロ．区分】	
☐ 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム	(大臣認定番号)
☒ その他のプログラム	
【７．建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】	
()	
【８．備考】	

7練貫（住同）第111号
令和7年11月17日

ユーディーアイ確認検査株式会社
代表取締役社長 様

東京消防庁
練馬消防署長

消 防 同 意 通 知 書

令和7年11月14日付 第25UDII1T建03104 号 により依頼のあった申請について、消防法
(昭和23年7月24日法律第186号) 第7条の規定に基づき、同意します。

火 災 予 防 の お 知 ら せ

東 京 消 防 庁

第1 火災予防条例により、住宅に住宅用火災警報器を設置し、維持する必要があります。

なお、住宅を新築し、又は改築する場合は、設置後に消防署への届出が必要です。

第2 次に該当する設備がある場合は、火災予防条例により、消防署への届出が必要です。

1 入力が、70キロワット以上のヒートポンプ冷暖房機、ボイラー又は給湯湯沸設備

2 温風暖房機 (風道を使用しないものにあつては、入力が70キロワット未満のものを除く。)

3 燃料電池発電設備 (火災予防条例第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。)

4 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物 ((例) 2000リットル以上1,000リットル未満の灯油・軽油、400リットル以上2,000リットル未満の重油) の貯蔵又は取扱いをする設備

第3 ガスこんろ、石油ストーブ等の火気使用設備器具は、火災予防条例により、可燃物から安全な距離を保つ必要があります。

第4 住宅の火災を予防し、安全を確保するために有効な方法として次のものがありますので、これらの実施に努めてください。

1 早期発見・通報のために： 連動機能や住宅用火災警報器の作動と連動して火災の発生を屋外に報知する装置 (屋外警報装置) 等を備えた、付加機能付き住宅用火災警報器の設置及び維持管理

2 初期消火のために： 消火器、住宅用スプリンクラー設備等の設置及び維持管理

3 避難安全のために： 避難はしご、避難ロープ等の設置及び維持管理

4 延焼拡大防止のために： 防火性を有する防災物品 (カーテン、布製ブラインド、じゅうたん等) 及び防災製品 (寝具、衣服類等) の使用

5 出火防止のために： 安全装置付きのガスこんろ、石油ストーブ等の使用

6 地震時のために： 感震機能付住宅用分電盤の取付け、家具類の転倒・落下・移動防止対策
問合せ先 練馬消防署 貴井出張所 電話 03 (3990) 0119 内線 826
問合せ番号 () 小久保